**岡本７号**

村田教頭先生様

先程日付けを２月３日と間違えました。

また校長先生へ末尾の日付けを１月６日と書きました。

２月６日の間違えでした。

申し訳ありません。

この訂正分を岩下校長先生へお伝えください。

ご面倒ですが、御受信の連絡をよろしくお願い致します。

　　　　　　　　　　　　２月６日　岡本英利

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

岩下校長先生様

通常の「保護者会」は、法的には団体ではありません。

団体と言えるためには役員の選出方法など、団体組織の運営のルールがなければなりません。

ですから、PTAは、団体です。

しかし、保護者会は、通常、「児童・生徒の保護者」が、

事実として集まる会合が開かれている、というだけのはずです。

ですから、学校が寄付を強要することは許されないはずです。

詳しくは、次のリンク先をご覧ください。

任意性の担保の必要性も説明されています。

<http://kosodatetoikuji.com/3seikatuomamoru/>

リンクはＰＴＡの寄付のことが書いてありますが、

保護者会ならば、これよりも禁じ手であると思われます。

＞地方公務員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、地方公共団体の規則、

規定および上司の職務上の命令に従う義務があり、これに違反した者については、

戒告、減給、停職または免職の懲戒処分にすることができることになっています。
　地方財政法や行政指導に違反した「学校寄付集め」が行なわれたときには、

それに関係した学校長、教育長などを厳重に処分するよう教育委員会に要求し、

あるいは、地方公共団体の議会で問題にとりあげるよう、請願や陳情の行動を起こすのが効果的です。

上記なような活動に興味があります。私です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２月６日　岡本英利